

令和8年度高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 (定期接種・任意接種)のお知らせ

肺炎球菌は、肺炎、気管支炎、菌血症、敗血症、などの原因となる細菌で、高齢者の肺炎の一番の原因となっています。高齢者肺炎球菌予防接種を受けることで、肺炎球菌による肺炎の予防や、かかっていても軽い症状ですむ効果があります。まだ接種がお済みでない方には接種をお勧めします。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の費用助成制度は、「定期の予防接種」と「任意の予防接種」の2種類があります。

	定期の予防接種 (国の制度) (予防接種法に基づき実施される予防接種)	任意の予防接種 (町の制度) (予防接種法に基づかない予防接種)
	※高齢者肺炎球菌ワクチンの助成を一度も受けたことがない方に限ります。	
対象者	①接種日当日に満 65 歳の方 ②接種日当日に満 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方 およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する方	今年度定期接種に該当しない 66 歳以上の方
接種期間	65 歳の誕生日の前日～66 歳の誕生日の前日まで	4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
接種費用	自己負担額 6,200 円 (使用するワクチンの変更に伴い、今年度から自己負担額が変更となりました) ※接種する医療機関にお支払いください。差額は町が助成します。	
接種方法	①保健センター窓口で予防接種を受け取る。 ②予防接種を受ける医療機関に予約をする。 ③予約日に予防接種と資格確認書やマイナ保険証等を持参のうえ、医療機関で予防接種を受ける。 ※生活保護受給者は、生活保護受給証をお持ちください。	
接種場所	①町が契約している医療機関 ②町と埼玉県医師会が契約し、接種協力医の登録されている医療機関	町が契約している医療機関
契約医療機関	越生町 ・市川医院 ☎ 292-3011 ・越生メディカルクリニック ☎ 277-1119 ・かあいファミリークリニック ☎ 299-6222 毛呂山町 ・ゆずの木台クリニック ☎ 295-5158 ・長瀬クリニック ☎ 295-0708 ・初野医院 ☎ 294-7713 ・おっぺ小児科アレルギー科クリニック ☎ 295-5550 ・ハピネス会川角クリニック ☎ 295-3959 ・街かどのクリニック ☎ 298-5357 ・丸木記念福祉メディカルセンター ☎ 276-1496 ・埼玉医科大学病院 ☎ 276-1125 ・HAPPINESS 館クリニック ☎ 276-1832	

☎ 保健センター ☎ 292-5505

令和8年度子ども任意予防接種費用の一部助成について

接種を希望する場合は、町と契約した医療機関で接種してください。

《おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)》

接種回数	2回
自己負担額	接種1回につき3,600円
接種対象	【1回目】生後12月～24月未満の幼児(1歳児) 【2回目】令和2年4月2日～令和3年4月1日に生まれた年長児
接種方法	①町で契約した医療機関に予防接種の予約をする。 ②母子健康手帳を持参して、保健センター窓口で予防接種、説明書を受け取る。 ③予防接種、母子健康手帳、資格確認書やマイナ保険証等(生活保護を受給している方は生活保護受給証)を持参して、予約した契約医療機関で予防接種を受ける。
契約医療機関	越生町 ・かあいファミリークリニック ☎ 299-6222 ・初野医院 ☎ 294-7713 ・長瀬クリニック ☎ 295-0708 毛呂山町 ・おっぺ小児科・アレルギー科クリニック ☎ 295-5550 鳩山町 ・福島内科 ☎ 298-0600 ・鳩山第一クリニック ☎ 296-6800 坂戸市 ・浅羽クリニック ☎ 284-1114 ・坂戸西診療所 ☎ 289-5111 ・渋谷こどもクリニック ☎ 284-1881 ・藤井小児科医院 ☎ 283-7272 ・花水木こどもクリニック ☎ 282-8732 鶴ヶ島市 ・厚友クリニック ☎ 272-3903 ・しんまちクリニック ☎ 271-6154 ・鶴ヶ島医院 ☎ 285-0179 ・みなくち小児科 ☎ 287-5755 ・若葉こどもクリニック ☎ 279-0070 その他 ・芳村医院(日高市) ☎ 042-985-1433 ・こどもクリニックいとう小児科(東松山市) ☎ 0493-34-4145 ・清水小児科アレルギー科クリニック(嵐山町) ☎ 0493-61-2431

☎ 保健センター ☎ 292-5505

重度心身障がい者福祉タクシー 利用券の更新について

現在使用されている「越生町重度心身障がい者福祉タクシー利用券」は、3月31日までが有効期限です。引き続き利用を希望する場合は、申請してください。助成額は「初乗り運賃相当額」です。乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上になる場合は、1度の利用につき2枚まで利用できます。

対象者 越生町在住で「身体障害者手帳」1・2級または「療育手帳」A・Aをお持ちの方

利用券 1人につき年間最高48枚(申請した月により交付枚数が変わります)

利用できるタクシー
 ①埼玉県乗用自動車協会
 ②福祉タクシー料金助成事業の協定を結んでいるタクシー事業所
 ③埼玉県個人タクシー協同組合

※なお、「身体障害者手帳」、「療育手帳」をお持ちの方はタクシー協会の厚意により運賃が1割引となります。

申請の受付 4月1日(水)から

※注意 障がい者自動車等燃料費補助との重複利用や、同一年度内での変更はできません。

☎ 健康福祉課 福祉担当 ☎ 内線 112・113

保養所の利用について

越生町と埼玉県国民健康保険団体連合会が契約している全国のホテル、旅館、休暇村など(一覧表は町民課窓口にあります)を利用する際、宿泊費用の一部を補助します。

対象 町内に住所を有し、町税を滞納していない世帯の方

補助額 大人:2,000円、子ども(小学生以下):1,000円

持ち物 窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

申込み
 ①宿泊施設に直接予約をする
 ②宿泊日の3日前までに保養所利用申込書を町民課窓口へ申請し、利用券を受け取る
 ③到着時に利用券をフロントへ渡す

予約の取消・変更方法
 申請後に取消しや人員変更する場合は、宿泊施設に連絡のうえ、町民課窓口で変更の届出をしてください。

その他 年度内に1人1泊まで利用できます。旅行業者等を仲介した場合は、補助できないことがあります。宿泊施設の都合により、補助を利用できない場合がありますので、事前に宿泊施設へお問い合わせください。

☎ 町民課 国保年金担当 ☎ 内線 121・122・123

重度心身障がい者自動車等 燃料費補助について

障がい者の通学、通勤、通院等のための自動車等燃料費の一部を助成します。現在利用されている方も年度ごとに申請が必要ですので、利用を希望される場合は申請してください。

対象者 越生町在住で「身体障害者手帳」1・2級または「療育手帳」A・Aをお持ちの方

補助内容 燃料1リットルあたり60円。1か月あたり40リットル(バイクは7リットル)まで。

必要書類等
 ①身体障害者手帳または療育手帳
 ②運転者の運転免許証
 ③登録車の自動車検査証(「電子車検証」をお持ちの方は、「自動車検査証記録事項」も必要です。)
 ※②・③は障がい者本人または越生町内に居住し障がい者と同一生計の方に限ります。※入院や施設入所中は補助対象外です。

申請の受付 4月1日(水)から

※注意 障がい者福祉タクシー利用助成との同一年度内での重複利用および変更はできません。

☎ 健康福祉課 福祉担当 ☎ 内線 112・113

難聴児補聴器購入費の助成について

身体障害者手帳の交付の対象にならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得等に一定の効果が見込まれる場合に補聴器購入費用及び修理費用の一部を助成します。

購入等前に申請の手続きが必要ですので、助成を希望される方は事前にご相談ください。

対象者 次の要件をすべて満たす18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある難聴児

- ①越生町に住所を有する方
- ②いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが25デシベル以上で手帳の交付対象とならない方
- ③補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方

☎ 健康福祉課 福祉担当 ☎ 内線 112・113